山口事務所発:人事労務レポート速報版 vol.77(平成 27 年 2 月 16 日)

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に 関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

#### 【目次】

- 1. 労働力調査から見る非正規雇用者の労務管理の重要性
- 2. 長時間労働のリスクと抑制への取組み
- 3. 出産育児一時金の改定

■社会保険労務士山口事務所 : <u>http://www</u>	v.ys−office.co.jp∕
-----------------------------------	--------------------

1. 労働力調査から見る非正規雇用者の労務管理の重要性

\_\_\_\_\_

総務省より平成26年労働力調査の結果が公表されました。

就業者・就業率とも前年に比べて増加していますが、その内訳を雇用形態別に見ると 正規従業員は前年比 15 万人減の 3287 万人、非正規従業員は 56 万人増の 1962 万 人と

非正規の割合が増加して、役員を除く雇用者全体の37.4%を占めています。 今後は一層パートタイム労働者等、非正規従業員の労務管理が重要になりそうです。

4月1日より改正パートタイム労働法が施行されます。

今回の改正により、職務内容や人材活用の仕組みが同じであるならば たとえ有期雇用契約者であっても正社員との差別的取扱いが禁止され、 雇入れ時や雇入れ後にパートタイム労働者から説明を求められた際には 雇用管理の改善措置について説明を行うことが義務化されました。

また、パートタイム労働者からの相談に対応するための体制を整備することと 雇入れ時に文書等により明示する事項に「相談窓口」が追加されました。 4月以降、パートタイム労働者を雇用する際には、労働条件通知書等に 相談窓口(担当部署・担当者名)を明記するよう今から準備をしておきましょう。

弊所クライアント様につきましては、労働条件通知書の変更について後日ご案内差し上げます。

### (労働力調査)

http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/index.htm

### (パートタイム労働法が変わります)

http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/dl/tp0605-1o\_01.pdf

\_\_\_\_\_

# 2. 長時間労働のリスクと抑制への取組み

\_\_\_\_\_

近年、長時間労働によるメンタルヘルスの不調や過労死が問題視されています。 平成 14 年度以降、労災支給決定された(業務上と認定された)脳・心臓疾患数は急増し、平成 25 年度で 306 件、内 133 件は死亡(過労死)となっています。 過労死といった事態が起これば、人材の損失のみならず、遺族からの安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求や企業のイメージダウンといったリスクを伴う恐れもあります。

労働者一人一人の労働時間の削減のためには、ノ一残業デーの設定やリフレッシュ 休暇の創設等、制度の整備を行うだけでなく、業務の効率化や見直し、適正な人員配 置や業務の割振りを行い、場合によっては人員を増やす必要があるかもしれません。 政府も長時間労働の抑制や年次有給休暇取得の義務化を検討する等、過労死の防 止やワークライフバランスの推進に力を入れています。

長時間労働の抑制に関し、企業に求められる負担はますます増加するでしょう。 今後の法令を遵守しつつ、業務を滞らせないような体制を事前に整えておくことが重要です。

厚生労働省では、長時間労働や年次有給休暇取得の改善事例を提供している「働き方、休み方のポータルサイト」を開設していますので、ご参考になられてはいかがでしょうか?

(働き方、休み方のポータルサイト)

http://work-holiday.mhlw.go.jp/index.html

\_\_\_\_\_

### 3. 出産育児一時金の改定

\_\_\_\_\_

出産育児一時金は、産科医療補償制度に加入している医療機関での分娩の場合、39万円+産科医療補償制度の掛金3万円の合計42万円が支給されていました。 本年1月より産科医療補償制度の掛金が1万6千円に引下げとなりましたが、出産費用が増加していること等から総額の42万円は維持することとなっているため、合計42万円は現状維持となります。

なお、産科医療補償制度に加入していない医療機関での分娩の場合、出産育児一時金は39万円から40万4千円に引上げとなります。

## (全国健康保険協会)

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat315/sb3080/r145

※他の健康保険組合においても同様です。

\*毎月1回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の 連絡先までお気軽にご連絡ください。

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所 執筆:望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F TEL:03-5775-0762 FAX:03-5775-0763

Homepage: <a href="http://www.ys-office.co.jp">http://www.ys-office.co.jp</a>

Facebook: http://www.facebook.com/ysoffice

★代表山口が 5 月 13 日に労政時報カレッジで講演を行います。 「健康管理・残業代・パワハラに関する問題点の把握と実務対応」 http://www.rosei.jp/seminar/detail.php?item\_no=4768